

千葉県最低賃金改正のお知らせ

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート・アルバイト等を含む）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改正されました。

平成26年10月1日から **時間額 798円**（従来の777円から21円引上げ）

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

- ・この最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は含まれません。
- ・月給制や日給制の場合は、時間額に換算して比較します。
- ・最低賃金は、原則として県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- ・「千葉県最低賃金」の他に、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、御注意ください。
- ・「経営労務改善相談センター」（千葉県最低賃金総合相談支援センター）におきまして、経営課題及び労務管理についての無料相談を受け付けておりますので、御利用ください。

（TEL 043-222-0500）

※最低賃金の詳しい内容につきましては、千葉労働局労働基準部賃金室（TEL 043-221-2328）又は成田労働基準監督署（TEL 0476-22-5666）にお問い合わせください。

※24時間テレフォンサービス 043-221-4700

パートタイム労働法の改正について

平成27年4月1日から改正パートタイム労働法が施行されます。主な改正内容は、次のとおりです。

- ・正社員と差別的取扱いが禁止されるパート労働者の対象範囲の拡大
- ・「短時間労働者の待遇の原則」の新設
- ・雇入れ時の事業主による説明義務の新設
- ・パート労働者からの相談対応のための体制整備義務の新設
- ・雇入れ時の文書交付により明示すべき事項に「相談窓口」を追加
- ・厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度、虚偽の報告などをした事業主に対する過料の新設 等

詳細については、千葉労働局雇用均等室（電話 043-221-2307）へお問合せください。

一日公庫 よろず支援拠点個別相談会 ご参加ください（同封した案内をご覧ください）

事業主の皆様へ！千葉県と県内全市町村からの大事なお知らせ

平成28年度から個人住民税の給与天引きを徹底します。

所得税の源泉徴収義務がある給与等の支払者は、個人住民税をアルバイト、パート、役員等を含む全ての従業員から特別徴収する必要がありますので、平成28年度までに準備をお願いいたします。

問合せ先

成田市市民税課 0476-20-1513 佐倉市市民税課 043-484-6115 四街道市課税課 043-421-6114

八街市課税課 043-443-1116 印西市市民税課 0476-42-5111 白井市課税課 047-492-1111

富里市課税課 0476-93-0443 酒々井町税務住民課 043-496-1171 栄町税務課 0476-33-7703

千葉県佐倉県税事務所収税第二課 043-483-1118

事業主の節税と退職金は小規模企業共済で

◆小規模企業共済制度とは

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、経営者の退職金制度です。

◆制度の特色

○安心・確実な国（独立行政法人中小企業基盤整備機構）の共済制度

○掛金にも共済金にも税制上のメリット ○ライフプランに合わせた共済金の受取方法

◆加入できる方

○常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主及び会社役員

○上記個人事業主が営む事業の経営に携わる個人（共同経営者）但し、加入できる共同経営者は一事業主につき「2名」まで

◆掛金

○掛金月額1,000円～70,000円までの範囲内（500円きざみ）で自由に選べます

○増額・減額ができます。尚、減額には一定の要件が必要

◆税制面でのメリット

○掛金は、「小規模企業共済等掛金控除」として全額が所得控除できます

例) 課税所得金額400万円の方ならば、毎月3万円の掛金（年間36万円）で、約11万円の節税になります。

○共済金は一括受取の場合は退職所得に、分割受取の場合は公的年金等の雑所得扱いになります。

◆加入申込み手続きは、商工会まで お気軽にご相談ください

商工会費振替のご案内

平成26年度後期分の商工会費を11月20日（木）にご指定の口座から振替させていただきますので、誠に恐れいりますが、口座残高のご確認をお願い致します。

一日公庫 よろず支援拠点個別相談会 ご参加ください（同封した案内をご覧ください）